

令和3年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について

記 載 事 項	11/1までに実施した事項	今後の予定
<p>第1 令和3年度における委員会の運営の重点事項</p> <p>(1) 事業運営方針 食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、引き続き、食品安全基本法（平成15年法律第48号）に定める基本理念及び施策の策定に係る基本的な方針並びに「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項」（平成24年6月29日閣議決定）に基づき、国民の健康の保護を最優先に、委員会の所掌事務を円滑かつ着実に実施するとともに、委員会の業務改善を進めていく。</p>	<p>○ 新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、食品安全委員会（以下「委員会」という。）の運営を行った。</p>	<p>○ 引き続き、新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、「事業運営方針」に則り委員会の運営を行う。</p>
<p>(2) 重点事項</p> <p>① 食品健康影響評価の着実な実施 食品の安全に関する国際的動向等を踏まえつつ、評価指針の改訂の検討を行うとともに、客観的かつ中立公正なリスク評価を推進する。 本年度においては、特に以下の事項に係る取組を重点的に行うこととする。</p> <p>a. 食品健康影響評価の調査審議の透明性及び一貫性確保に資する評価ガイドラインの見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 添加物について、国際的な動向を踏まえた評価手法に関する研究事業の取りまとめを活用して、添加物に関する食品健康影響評価指針（平成22年5月27日委員会決定）の改訂を昨年度に引き続き検討する。 ・ FAO/WHOにおいて現在検討されている新たな食品中の微生物リスク評価のためのガイダンスや国内外の微生物リスクに係る動向を踏まえ、食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針（平成19年9月13日委員会決定）の改訂を検討する。 ・ 薬剤耐性菌について、国際的な動向等を踏まえたより適切な評価を推進するため、家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針（平成16年9月30日委員会決定）の改訂を昨年度に引き続き検討する。 	<p>○ 委員会を27回、専門調査会等を48回開催し、42案件の評価依頼を受け、81案件の評価を終了した。（第3の1（1）～（3）参照）</p> <p>○ 「添加物に関する食品健康影響評価指針」を改正し、9月29日に公表した。</p> <p>○ 6月にFAO/WHO（JEMRA）から微生物学的リスク評価のガイダンスが新たに公表されたことを契機に、国際整合性を図りつつ、これまでの国内外の評価実績等を踏まえて、「食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針」（暫定版）の改正に向けて検討を進めた。</p> <p>○ 国際機関等のガイドラインとの整合性を図りつつ、これまでの評価実績等を踏まえて、「家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針」の改正に向けて検討を進めた。</p>	<p>○ 引き続き、計画的な調査審議を行う。</p> <p>○ 評価指針に基づき、調査審議を行う。</p> <p>○ 引き続き、評価指針の改正を行うための調査審議を行う。</p> <p>○ 引き続き、評価指針の改正を行うための調査審議を行う。</p>

<p>b. 農薬再評価に係る食品健康影響評価の実施 農薬取締法（昭和23年法律第82号）第8条の規定による再評価を受ける農薬に関し、「再評価を受けるべき農薬の範囲を指定した件」（令和元年農林水産省告示第804号）により、令和3年度下半期中に再評価を受けるべき者が農林水産省に資料を提出することとなったことから、評価要請がなされた場合、令和2年度までの準備作業を踏まえた評価指針等に基づき評価を開始する。</p> <p>c. 養殖魚等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響評価に着手 食品安全委員会の調査事業や農林水産省のサーベイランスにより関連するデータが蓄積されたことから、養殖魚等に使用される抗菌性物質について、薬剤耐性菌の食品健康影響評価を開始する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「残留農薬に関する食品健康影響評価指針」の関係資料として位置づけられている「残留農薬の食品健康影響評価における公表文献の取扱いについて」の一部改正を行った。 ○ 農薬取締法改正により導入される農薬の再評価に対応するため、評価要請の際に必要な提出資料について確認を行う等、評価指針等に基づきリスク管理機関と連携して準備作業を進めた。 ○ 養殖魚等に使用される抗菌性物質について、薬剤耐性菌の食品健康影響評価を開始するため、現在までに得られた知見及び過去の審議内容を整理する等準備作業を進めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、準備作業を進める。 ○ 引き続き、準備作業を進め、食品健康影響評価に着手する。
<p>② リスクコミュニケーションの戦略的な実施 リスク評価機関としての食品安全委員会の認知度を向上し、食品安全に関する消費者の合理的な意思決定に資するため、様々な媒体を活用したリスクコミュニケーションを実施することにより、科学的知見に基づく食品健康影響評価等の食品の安全性に関する情報について、国民の一層の理解を促進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ オンライン会議システムを利用し、報道関係者との意見交換会を2回開催（7月、9月）したほか、地方自治体と共催の意見交換会の開催、地方公共団体や消費者団体等が主催する学習会等への講師派遣等を実施した。 ○ 関係行政機関との相互の連携を強化し、適切にリスク管理措置が講じられるよう、地方公共団体の食品安全担当部局を対象とした、全国食品安全連絡会議を11月に開催すべく、YouTube動画の作成等の準備を行った。 ○ SNS（特にFacebook）やYouTubeにより一般消費者や学校教育関係者、食品関係事業者等を対象として、情報発信を行った。また、拡散力に優れたTwitterを開始した。 ○ ホームページのリニューアルを行い、トピックスをわかりやすく表示するとともに、閲覧者が必要な情報にアクセスしやすいデザインに変更した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新しい生活様式に合わせたリスクコミュニケーション方法による意見交換会等を実施する。 引き続き、SNSによる情報発信及びホームページのコンテンツを充実させる。
<p>③ 研究・調査事業の活用 「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性について」（平成22年12月16日委員会決定（令和元年8月27日最終改正。以下「ロードマップ」という。）等を踏まえ、研究・調査を計画的に実施し、その成果を食品健康影響評価に活用するとともに、評価方法の企画・立案等にも迅速かつ効果的に活用する。また、透明性を確保するため、事業実施の各段階において外部有識者による評価を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和4年度に委員会が優先的に実施すべき研究・調査課題について、研究・調査企画会議事前・中間評価部会（以下、「事前・中間評価部会」という。）がとりまとめた「食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の優先実施課題（令和4年度）」（以下「優先実施課題」という。）を第830回委員会会合（8月31日）において決定した（参考4-1）。研究課題については、公募を行う（9～10月）等、計画的に研究・調査を推進した。 ○ 令和2年度に終了した研究課題（3課題）について、研究・調査企画会議事後評価部会（以下、「事後評価部会」という。）が事後評価を実施し、その評価結果を第832回委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事前・中間評価部会において、評価を実施し、令和4年度に実施する研究・調査を選定する等、引き続き、研究・調査を計画的に実施する。 ○ 引き続き、研究・調査の成果を食品健康影響評価に活用するとともに、評価方法の企画・立案等にも迅速かつ効果的に活用する

	<p>会合（9月14日）で決定した（参考4-2）。</p>	<p>○ 研究・調査企画会議プログラム評価部会（以下「プログラム評価部会」という。）において、追跡評価を実施する。</p>				
<p>④ 海外への情報発信、国際会議等への参画及び関係機関との連携強化</p> <p>委員会の活動が海外でも認められ、かつ、委員会の機能強化に資するよう、食品健康影響評価の概要、食品安全確保総合調査及び食品健康影響評価技術研究の成果等の英訳を行い、順次英語版ホームページに掲載する。</p> <p>また、ウェブ会議システムやメール等を利用し、引き続き、海外の食品安全機関等と食品健康影響評価に関する情報交換を実施して連携強化を図る。</p>	<p>○ 評価書等の英訳及びホームページへの掲載、委員会英文ジャーナル「Food Safety - The Official Journal of Food Safety Commission」（以下、「ジャーナル」という。）の発行等により海外への情報発信に積極的に取り組んだ。</p> <p>○ 委員、専門委員及び事務局職員がウェブにより開催された国際会議等に参加（計15回）し、意見交換・情報交換を行った。（第8参照）</p>	<p>○ 引き続き、海外への情報発信を積極的に実施するとともに、海外の関係機関との意見交換・情報交換をしつつ、将来的な対面での意見交換・情報交換を模索する。</p>				
<p>第2 委員会の運営全般</p> <p>(1) 委員会会合の開催</p> <p>原則として、毎週1回、委員会の委員長が委員会に諮って定める日に、公開で委員会会合を開催する。なお、緊急・特段の案件については、臨時会合を開催し、対応する。</p>	<p>○ 火曜日14時を定例とし、令和3年度食品安全委員会運営計画（以下「運営計画」という。）に基づき、原則として毎週1回、27回開催した。</p>	<p>○ 引き続き、運営計画に基づき委員会会合を開催する。</p>				
<p>(2) 企画等専門調査会の開催</p> <p>本年度の企画等専門調査会については、別紙1のスケジュールで開催する。</p>	<p>○ 第33回会合（6月2日）</p> <ul style="list-style-type: none"> 「令和2年度食品安全委員会運営状況報告書（案）」について、事務局から説明があり、審議の結果、原案のとおり委員会会合で報告することとなった（その後、第821回委員会会合（6月22日）において決定された。）。 「令和3年度の『自ら評価』案件の選定について（案）」について、事務局から説明があり、審議の結果、「自ら評価」の案件選定の進め方について了承された。（参考4） 「令和3年度食品安全委員会緊急時対応訓練の骨子」に基づき令和3年度の緊急時対応訓練の内容等について、事務局から説明があった。 	<p>○ 令和4年2月頃に第35回会合を開催し、次の事項について審議する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度食品安全委員会運営計画（案）について 令和3年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価案件候補の選定について 令和3年度食品安全委員会緊急時対応訓練結果及び令和4年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画等について 				
<p>(3) 食品健康影響評価に関する専門調査会の開催</p> <p>食品健康影響評価を的確に実施するため、専門調査会を開催する。</p> <p>既存の専門調査会等での審議が困難な課題や複数の専門調査会等に審議内容がまたがる課題について、効率的な調査審議を実施するため、以下の取組を行う。</p>	<p>○ 食品健康影響評価に関する専門調査会等を以下のとおり開催した。（単位：回）</p> <table border="1" data-bbox="1062 1801 2142 1890"> <thead> <tr> <th>専門調査会等名</th> <th>開催実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企画等専門調査会</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	専門調査会等名	開催実績	企画等専門調査会	1	<p>○ 引き続き、専門調査会等を開催する。</p>
専門調査会等名	開催実績					
企画等専門調査会	1					

添加物専門調査会	1
農薬第一専門調査会	2
農薬第二専門調査会	3
農薬第三専門調査会	3
農薬第四専門調査会	3
農薬第五専門調査会	3
動物用医薬品専門調査会	6
器具・容器包装専門調査会	0
汚染物質等専門調査会	0
微生物・ウイルス専門調査会	2
プリオン専門調査会	0
かび毒・自然毒等専門調査会	0
遺伝子組換え食品等専門調査会	6
新開発食品専門調査会	0
肥料・飼料等専門調査会	6
栄養成分関係添加物WG	3
香料WG	0
六価クロムWG	0
薬剤耐性菌に関するWG	3
評価技術企画WG	0
アレルギーを含む食品に関するWG	0
鉛WG	2
ぶどう酒の製造に用いる添加物WG	4
計	48

① 原則として委員会の下に専門調査会と同等の位置づけとするワーキンググループを設置

② 専門調査会の下に部会を設置

③ 専門調査会等に他の専門調査会等の専門委員を招いて調査審議

○ 経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定附属書に掲げられる添加物の食品健康影響評価に関する事項について調査審議を行うため、4月1日にぶどう酒の製造に用いる添加物に関するワーキンググループを設置した。

○ 新たに設置した部会はなかった。

○ 4月26日及び6月9日の栄養成分関連添加物ワーキンググループに新開発食品専門調査会の専門委員2名及び添加物専門調査会の専門委員1名を招いて調査審議を行った。

○ 7月28日の栄養成分関連添加物ワーキンググループに新開発食品専門調査会の専門委員1名及び添加物専門調査会の専門委員1名を招いて調査審議を行った。

○ 4月21日の添加物専門調査会に汚染物質等専門調査会等の専門委員1名及び遺伝子組換え食品等専門調査会等の専門委員2名を招いて調査審議を行った。

<p>④ 関係する専門調査会等を合同で開催</p>	<p>○ 8月27日のぶどう酒の製造に用いる添加物に関するワーキンググループに添加物専門調査会の専門委員1名を招いて調査審議を行った。</p> <p>○ 合同で開催した案件はなかった。</p>	
<p>(4) 委員会と専門調査会等の連携の確保 専門調査会等における円滑な調査審議を図るため、原則として全ての専門調査会等に委員会委員が出席し、必要に応じて、情報提供を行うとともに、助言を行う。</p>	<p>○ 専門調査会等における円滑な調査審議を図るため、全ての専門調査会等に委員会委員（以下「委員」という。）が出席し、情報提供を行うとともに、必要に応じて助言を行った。</p>	<p>○ 引き続き、専門調査会等における円滑な調査審議を図るため、委員が専門調査会等へ出席し、必要に応じて助言を行う。</p>
<p>(5) リスク管理機関との連携の確保 食品の安全性の確保に関する施策の整合的な実施等の観点から、関係府省連絡会議等を通じ、リスク管理機関との連携を確保する。</p>	<p>○ 食品安全基本法に基づき、リスク管理機関である関係府省間の密接な連携の下、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進するため、関係府省連絡会議会議幹事会が原則として毎週1回開催された。</p> <p>○ 食品の安全性の確保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換に関する事務の調整を行うため、関係府省のリスクコミュニケーション担当者会議が原則として隔週で開催された。</p> <p>○ 食品の安全性の確保に関する情報の収集・分析・活用に関する方策及び緊急時における関係府省の円滑な対応について検討するため、食品リスク情報関係府省担当者間で毎月1回情報共有を行った。</p> <p>○ 関係府省と連携し、SNS（Facebook、Twitter）、メルマガ等で相互の情報を拡散した。また、関係府省とともに、報道関係者向け（9月）、事業者・一般消費者向け（10月）に、農薬の再評価に関する意見交換会を実施した。</p>	<p>○ 引き続き、関係府省連絡会議に対応する。</p> <p>○ 引き続き、リスクコミュニケーション担当者会議に対応する。</p> <p>○ 引き続き、食品リスク情報関係府省担当者会議に対応する。</p> <p>○ 引き続き、SNS等での情報拡散で連携するほか、必要に応じ、意見交換会等にも参加を要請する。</p>
<p>(6) 事務局体制の整備 評価体制等の充実を図るため、必要な予算及び機構・定員を確保する。</p>	<p>○ 国際的な農薬代謝物の評価方法の見直しを受けた体制の強化に必要な定員を要求した。（参考1）</p>	
<p>第3 食品健康影響評価の実施</p> <p>1 リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施</p> <p>(1) リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件について</p> <p>評価要請の内容に鑑み、食品健康影響評価に必要な追加情報を求めた場合その他特段の事由がある場合を除</p>	<p>○ 早期に食品健康影響評価を終了できるよう、計画的な調査審議を行った。（参考2）</p> <p>・これまでのリスク評価対象案件数</p>	<p>○ 引き続き、計画的な調査審議を行う。</p>

<p>き、早期に食品健康影響評価が終了するよう、計画的・効率的な調査審議を行う。</p>	<p>3271件（うち今年度に評価依頼があった案件42件） ・これまでに評価が終了した案件数（「自ら評価」案件を含む。） 3010件（うち今年度に評価が終了した案件81件）</p>	
<p>(2) 企業からの申請に基づきリスク管理機関から要請を受けて行う食品健康影響評価について 「企業申請品目に係る食品健康影響評価の標準処理期間について」（平成21年7月16日委員会決定）に基づき、標準処理期間（追加資料の提出に要する期間を除き1年間）内に評価結果を通知できるよう、計画的な調査審議を行う。</p>	<p>○ 該当品目については、処理期間を管理しつつ、計画的な調査審議を行った。 ・今年度に評価依頼があった案件数22件 ・今年度に評価が終了した案件数57件（うち期間内に処理した件数57件）</p>	<p>○ 引き続き、標準処理期間内に評価が終了できるよう、計画的に調査審議を行う。</p>
<p>(3) いわゆるポジティブリスト対象品目の食品健康影響評価について 「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順」（平成18年6月29日委員会決定）に基づき、計画的な調査審議を行う。</p>	<p>○ いわゆるポジティブリスト対象品目について、計画的な調査審議を行った。 ・今年度に評価依頼があった案件数 0件 ・今年度に評価が終了した案件数 13件</p>	<p>○ 引き続き、計画的な調査審議を行う。</p>
<p>2 評価ガイドライン等の策定 食品健康影響評価の内容について、案件ごとの整合性を確保し、調査審議の透明性の確保及び円滑化に資するため、必要に応じ、評価ガイドライン（評価指針、評価の考え方等）の策定等を進める。 本年度においては、添加物について、国際的な動向を踏まえた評価手法に関する研究事業の取りまとめを活用して、添加物に関する食品健康影響評価指針（平成22年5月27日委員会決定）の改訂を昨年度に引き続きを検討する。 FAO/WHOにおいて現在検討されている新たな食品中の微生物リスク評価のためのガイダンスや国内外の微生物リスクに係る動向を踏まえ、食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針（平成19年9月13日委員会決定）の改訂を検討する。 薬剤耐性菌について、国際的な動向等を踏まえたより適切な評価を推進するため、家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針（平成16年9月30日委員会決定）の改訂を昨年度に引き続き検討する。 ベンチマークドーズ法について、疫学研究で得られた用量反応データに同法を適用する場合の手順や考え方の整理</p>	<p>○ 「添加物に関する食品健康影響評価指針」を改正し、9月29日に公表した。（再掲） ○ 6月にFAO/WHO（JEMRA）から微生物学的リスク評価のガイダンスが新たに公表されたことを契機に、国際整合性を図りつつ、これまでの国内外の評価実績等を踏まえて、「食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針」（暫定版）の改正に向けて検討を進めた。（再掲） ○ 国際機関等のガイドラインとの整合性を図りつつ、これまでに実施した評価実績等を踏まえて、「家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針」の改正に向けて検討を進めた。（再掲） ○ ベンチマークドーズ法について、疫学研究で得られた用量反応データに同法を適用する場合の手順や考え方の整理に向けて検討を進めた。</p>	<p>○ 評価指針に基づき、調査審議を行う（再掲） ○ 引き続き、評価指針の改正を行うための調査審議を行う。 ○ 引き続き、評価指針の改正を行うための調査審議を行う。 ○ 引き続き、手順や考え方の整理に向けた検討を進める。</p>

<p>に向けた検討を進める。</p>		
<p>3 「自ら評価」を行う案件の推進 (1) 「自ら評価」案件の選定 本年度における「自ら評価」案件の選定については、「食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画等専門調査会に提出する資料に盛り込む事項」(平成16年5月27日委員会決定)及び「企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方」(平成16年6月17日委員会決定)を踏まえ、別紙2に掲げるスケジュールで実施する。</p>	<p>○ 別紙2に掲げるスケジュールを踏まえ、7月1日から30日まで「自ら評価」案件の外部募集(パブリックコメント)を実施し、提案があった案件候補等について、情報の収集や整理を行った。</p>	<p>○ 企画等専門調査会において案件選定を進める。</p>
<p>(2) 「自ら評価」の調査審議の推進 前年度までに選定された以下の「自ら評価」案件について、調査事業等で収集・整理した科学的知見を活用し、それぞれ調査審議を進め、評価書を公表する。</p> <p>① 「食品(器具・容器包装を含む)中の鉛の食品健康影響評価」(平成20年度決定)</p> <p>② 「アレルギー物質を含む食品」(平成27年度決定)</p>	<p>○ 平成20年度に「自ら評価」案件として決定した「食品及び器具・容器包装中の鉛に関する食品健康影響評価」については、鉛ワーキンググループでの調査審議を経て評価書案を取りまとめ、意見・情報の募集を行い、令和3年6月29日の第822回委員会会合で評価書を決定し、消費者庁、厚生労働省、農林水産省、環境省及び経済産業省に通知した。</p> <p>○ 平成27年度に「自ら評価」案件として決定した「アレルギー物質を含む食品に関する食品健康影響評価」については、アレルギー物質を含む食品に関するワーキンググループでの調査審議を経て評価書案を取りまとめ、意見・情報の募集を行い、令和3年6月8日の第819回委員会会合で評価書を決定し、消費者庁及び厚生労働省に通知した。</p>	
<p>(3) 「自ら評価」の結果の情報提供等 「自ら評価」が終了した案件については、その評価結果に関して、意見交換会の開催やFacebookでの発信等により丁寧に情報提供を行う。その際、対象者に応じて開催方法の工夫を行う。 「自ら評価」案件選定の過程で決定された事項(情報収集等)について、その決定に基づき、ホームページ、Facebook等で情報提供を行う。</p>	<p>○ 「アレルギー物質を含む食品」に関する食品健康影響評価(平成27年度決定)については、6月8日に「アレルギー物質を含む食品(卵)」の評価が終了したことから、特設のQ&Aページを開設するとともに、Facebook、広報誌等で情報提供を行った。</p> <p>○ 「食品及び器具・容器包装中の鉛」に関する食品健康影響評価(平成19年度決定)については、6月29日に「鉛」の評価が終了したことから、特設のQ&Aページを開設するとともに、Facebookで情報提供を行った。</p> <p>○ ダイオキシン類、クロロプロパノール類及びヒスタミン等についてファクトシートを新規作成又は改訂し、広報誌やホームページで情報提供を行った。</p>	<p>○ ファクトシートの更新及び新規作成作業が終了次第、ホームページ、Facebook等で情報提供を行う。</p>

<p>第4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視</p> <p>1 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況について、リスク管理機関に対し、10月を目途に調査を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じ、勧告、意見の申出を行う。</p>	<p>○ リスク管理機関に対し、令和元年10月1日から令和2年9月30日までにリスク評価の結果を通知した品目について、リスク管理措置に適切に反映されているかを確認する施策の実施状況調査（第26回）を開始した（10月）。</p>	<p>○ 調査結果を、年度内に委員会に報告する。</p>
<p>2 食品安全モニターからの報告 食品安全モニターから、随時、食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況等についての報告を求める。その結果については、必要であればリスク管理機関に対する勧告、意見の申出の参考とする。 また、食品の安全に関する意識等を把握するためのアンケートの調査を令和4年2月を目途に実施する。</p>	<p>○ 令和2年4月から令和3年3月までに食品安全モニターから16件の提案・報告を受け付け、その概要を第818回委員会会合（6月1日）において報告した。分野別では、「その他」に該当するものが最も多く5件、関係省庁別では、食品安全委員会に関するものが最も多く11件であった。</p>	<p>○ 令和3年12月を目途に、食品安全モニターに対し、アンケート調査を実施する。</p>
<p>第5 食品の安全性の確保に関する研究・調査事業の推進</p> <p>1 食品健康影響評価技術研究の推進 （1）前年度に終了した研究課題の事後評価の実施 前年度に終了した研究課題について、別紙3に掲げるスケジュールで事後評価を実施するとともに、研究成果発表会の開催、ホームページでの研究成果報告書の公表を行う。</p>	<p>○ 事後評価部会において、令和2年度に終了した3研究課題について事後評価を実施し、第832回委員会会合（9月14日）において評価結果を報告した。評価結果については各研究課題の主任研究者へ通知するとともに、ホームページに公表した。（参考4-2）</p>	<p>○ 令和2年度に終了した研究課題の成果報告の英文概要について、主任研究者との調整が整い次第、ホームページにおいて公表する。 ○ 研究成果発表会を開催する予定（時期未定）。</p>
<p>（2）本年度における研究課題の実施 本年度に実施する研究課題について、別紙3に掲げるスケジュールで中間評価を実施し、必要に応じ主任研究者へ研究計画の見直し等の指導を行う。</p>	<p>○ 令和3年度採択課題（2課題）（参考4-3）及び前年度からの継続課題（13課題）について、各主任研究者に中間報告書の提出を求めている。</p>	<p>○ 令和4年度に継続実施予定の課題について、提出された中間報告書に基づき、事前・中間評価部会において中間評価を実施し、評価結果を取りまとめた後、同年3月の委員会会合において継続の可否を決定する予定。</p>
<p>（3）食品健康影響評価技術研究課題の選定 来年度における食品健康影響評価技術研究課題については、食品健康影響評価を的確に実施するため、ロードマップを踏まえた優先実施課題を策定し、別紙4に掲げるスケジュールで公募・審査を行い、食品健康影響評価等の実施のために真に必要な性の高いものを選定する。公募の際には、大学等の関係研究機関に所属する研究者に</p>	<p>○ 事前・中間評価部会において、令和4年度の優先実施課題（案）を取りまとめ、第830回委員会会合（8月31日）において決定した。（参考4-1） この優先実施課題に基づき、研究課題の公募を行った（9～10月）。</p> <p>○ 公募の際には、大学等の関係研究機関に所属する研究者から幅広く応募があるようプレス</p>	<p>○ 令和4年度研究課題については、公募終了後、書類審査及びヒアリング審査を実施し、令和4年2月に開催予定の事前・中間評価部会で選定後、委員会に報告し、決定する。 ○ 今後開催される課題の選定等に関する</p>

<p>向けて幅広く周知するとともに、課題の選定等に関する議事の概要を公表して透明性を確保する。</p>	<p>リリースを行うとともに、関係分野の研究者や関係試験研究機関に対し、公募内容を周知した（9月）。</p>	<p>事前・中間評価部会が終了する都度、その議事概要を公表する。</p>
<p>（4）適切な経理の確保 研究費の適正な執行を確保するため、主として新規採択課題の経理事務担当者に対し、10月頃に実地指導を行う。</p>	<p>○ 各研究機関から提出される会計実績中間報告書を確認し、必要に応じて助言を行っている。 ○ 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（9月17日食品安全委員会事務局長決定）を策定し、具体的に不正経理防止のための体制構築、コンプライアンス教育の実施等を求めることとした。本ガイドラインに従い、自己評価チェックリストの提出を依頼した。</p>	<p>○ 引き続き、令和3年度末の研究費の最終実績報告に向けて、受託者に対して適宜研究費の適正な執行を指導する。 ○ 自己評価チェックリストの回答を確認するとともに、必要に応じて履行状況調査を実施する。</p>
<p>（5）関係府省との連携 競争的資金に関する関係府省連絡会担当者会議に出席し、競争的資金の取扱い等に関して意見交換を行い、必要に応じ、研究に関する規程を見直すとともに、研究を効率的に実施するため、「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る担当者会議」（食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省相互の連携・政策調整の強化について（平成17年1月31日関係府省申合せ））等を開催し、関係府省との連携・政策調整を強化する。</p>	<p>○ 「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る担当者会議」の構成員である、厚生労働省、農林水産省及び消費者庁の研究・調査担当者間で情報交換を行った。</p>	<p>○ 引き続き「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る担当者会議」担当者との情報共有を行う。</p>
<p>2 食品の安全性の確保に関する調査の推進 （1）食品安全確保総合調査対象課題の選定 来年度における食品安全確保総合調査対象課題については、ロードマップを踏まえ優先実施課題を策定し、別紙5に掲げるスケジュールで、食品健康影響評価等の実施のために真に必要な性の高いものを選定する。入札公告の際には、調査・研究機関に幅広く周知する。</p>	<p>○ 事前・中間評価部会において、令和4年度の優先実施課題（案）を取りまとめ、第830回委員会会合（8月31日）において決定した。（参考4-1）</p>	<p>○ 令和4年2月に開催予定の事前・中間評価部会において、調査課題を選定し、同年3月の委員会会合に報告し、決定された後、入札公告を行う。</p>
<p>（2）食品安全確保総合調査の実施 選定した調査の対象課題については、実施計画をホームページ等に公開し、その内容を随時更新するとともに、調査結果については、個人情報や企業の知的財産等の情報が含まれている等公開することが適当でないとは判断される場合を除き、食品安全総合情報システムにより公開する。</p>	<p>○ 選定した調査対象の3課題について、総合評価落札方式による一般競争入札を行い、2課題は調査請負先を決定し、現在調査を実施している。1課題は再公告を検討中。（参考4-4）</p>	<p>○ 調査終了後、調査報告書をホームページに公開する。</p>
<p>3 研究・調査事業の「プログラム評価」に向けた追跡評価の実施</p>		

<p>これまでに行った研究事業及び調査事業の活用状況について確認し、その結果について追跡評価を行う。</p>	<p>○ 12月の追跡評価に向け、これまでに行った研究事業及び調査事業の活用状況の確認作業を現在実施している。</p>	<p>○ 令和3年12月頃にプログラム評価部会において追跡評価を実施する。</p>
<p>第6 リスクコミュニケーションの促進</p> <p>リスク評価機関としての食品安全委員会の認知度を向上し、食品安全に関する消費者の合理的な意思決定に資するため、様々な媒体を活用したリスクコミュニケーションを実施することにより、科学的知見に基づく食品健康影響評価等の食品の安全性に関する情報について、国民の一層の理解を促進する。本年度の重点テーマは「農薬」とする。</p> <p>具体的な取組としては令和2年度に実施した食品安全委員会が行うリスクコミュニケーションに関する意識調査の報告を踏まえ、以下のとおりターゲットごとの対応策を検討し、実行する。</p> <p>a. 認知度向上を図るため、SNSの拡散機能を活用しながら、一般消費者に親しみやすい動画の配信等を行う。</p> <p>b. 消費者の食品安全に関連する意思決定の支援については、対象者に応じた媒体・機会を用いることにより効果的に行う。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 妊娠期の方、乳幼児をもつ保護者の方向けの情報、中学生向け情報等の提供 ・ 地方公共団体に対する科学的情報の適切な発信の支援 ・ 報道関係者、食品関係事業者との意見交換 <p>等を行う。</p> <p>以下、意見交換会等の開催については、新型コロナウイルス感染症拡大防止に十分留意し、オンラインシステム等のツールを活用する。</p> <p>1 様々な手段を通じた情報の発信</p> <p>食品健康影響評価その他の食品の安全性について、迅速に最新の情報を、媒体の特性を踏まえて発信する。</p> <p>(1) ホームページ</p> <p>食品健康影響評価の結果、食品の安全性に関する最新の情報や委員会、専門調査会、意見交換会の開催状況等について情報提供を行う。また、より見やすくなるよう、ページ構成や記載内容を随時見直し、更新する。</p>	<p>○ ホームページで、食品健康影響評価の結果等について随時、情報を提供した。また、4月に公式YouTubeコーナーのページを更新し、新たにサムネイル等を用いて、掲載動画を探しやすく改善したほか、9月には最新の食品健康影響評価等を踏まえ、「食の安全ダイヤルQ&A」の応答内容を大幅にリニューアルした。</p> <p>○ 9月にホームページのリニューアルを行い、トピックスをわかりやすく表示するとともに、閲覧者が必要な情報にアクセスしやすくするためデザインや構成を変更した。</p>	<p>○ 引き続き、情報提供を行うとともに、より使いやすいホームページになるよう必要な更新を行う。</p>

(2) SNS等

食品安全委員会の情報を広く届ける観点から、SNSやメールマガジン等のコミュニケーションツールについて、ツールの利用者や特性に応じた内容での発信となるよう、新たな媒体の活用を含め、各ツールの役割分担と連携を念頭に改善を進める。

① Facebook

「内閣府食品安全委員会公式Facebookページ運営方針」を踏まえた、機動的な対応が必要な健康被害案件や食中毒に関連した情報等の季節性を考慮した記事、利用者ニーズに沿ったテーマの記事を適時発信する。

② メールマガジン

委員会や専門調査会、意見交換会の開催状況等を発信し、特に緊急時には食品安全に関する正確な情報を分かりやすく発信する。

③ ブログ

誰からもアクセスしやすく、発信日時も含めたアーカイブ機能も持つブログの特性を活用し、Facebookで配信した内容を始めとした各種発信情報を掲載し、食品の安全に関する情報提供の場とする。

④ YouTube

従来対面で実施していた「精講：食品健康影響評価」や消費者との意見交換会等について、動画配信の活用を推進するとともに、より多くの閲覧が期待できるコンテンツの充実や双方向性の確保について検討する。

(3) 広報誌、パンフレット、ポスター、教材の作成

委員会運営状況報告書に基づき、委員会の1年間の取組をわかりやすく広報誌「食品安全」に取りまとめ、広く国民に情報を提供する。また、新たなパンフレット「食品安全委員会」を作成し、「キッズボックス総集編」とともに、意見交換会等において配布する。

リスクアナリシスの考え方やリスク評価の実例について解説したポスターについて、学会のブース出展の機会

○ 新型コロナウイルス感染症拡大を防止しつつ、利用者に食品安全に関する適切な情報を発信するため、SNSによる情報発信に注力した。また、さらなる認知度の向上と情報拡散の強化のため、新たに公式Twitterを導入した。

○ 食中毒予防の注意喚起、最新の食品健康影響評価、食品安全に関する基礎知識等を科学的根拠とともに発信した（約12本/月）。

○ メールマガジン「Weekly版」において、定期的に委員会の開催等の情報を発信した。

○ 最新の食品健康影響評価を紹介するなど、Facebookで発信した科学的情報を広く提供するため、随時ブログに掲載した。

○ 4月に「いわゆる「健康食品」について安全な選択をするために～19のメッセージ～」、7月に「食品安全はみんなの仕事（世界食品安全の日になんだ紹介動画）」、「食中毒予防と加熱調理」を配信した。

○ 令和2年度の調査事業の結果に基づいた「加熱と調理」に関する情報発信を9月に実施した。

○ 広報誌「食品安全」58号を7月にウェブサイトに掲載するとともに、冊子を関係機関に配布した。また、マスコミや学会等へ広く周知した。

○ 児童及び保護者に向けて農薬に関する情報を「キッズボックス」でシリーズ化して発信し、併せてFacebookにより周知した。

○ Twitterのフォロワーを拡大しつつ、Facebookと連携した効果的な発信を行う。

○ 引き続き、利用者ニーズに沿ったテーマを中心に情報提供を行う。

○ 引き続き、情報発信を行う。

○ 引き続き、情報提供を行う。

○ 精講の動画配信を検討する。

○ 11月及び12月に予定されている意見交換会等でパンフレット、キッズボックス総集編等の配布、ポスターの展示を行う。広報誌とパンフレットについても、イベント等の機会を捉えて積極的に配布する。

<p>を捉えて掲示するなど、食品安全委員会の活動等に対する理解促進を図る。</p> <p>加えて、学校教育関係者が学校現場で活用するための教材の作成を進める。</p> <p>(4) 食品の安全性に関する用語集</p> <p>食品安全に関して、基本的な考え方を整理しつつ、各用語の内容を説明する「食品の安全性に関する用語集」について必要に応じて見直しを行い、ウェブサイトの更新を行う。食品健康影響評価の理解促進のため、ウェブサイト版・冊子版ともに広く周知・提供する。意見交換会では、参加者に冊子を提供し、講座の内容や食品安全に関する知識・仕組みの理解増進に役立てる。</p>	<p>○ 7月の委員改選に合わせてパンフレット「食品安全委員会」をリニューアルし、広報誌と共に配布した。また、「キッズボックス総集編」については、依頼のあった講演や訪問学習の受け入れ等において配布した。</p> <p>○ 7月に食品安全委員会委員、事務局職員から「食品の安全性に関する用語集」に新たに掲載すべき用語、改訂すべき用語を募集した。その結果、複数の分野から用語の提案があったため、検討する用語の優先順位の考え方を整理した。</p> <p>○ 食品安全モニターや学会、食品科学を学ぶ学生等に、ウェブサイト版・冊子版の用語集を周知・提供した。</p>	<p>○ 引き続き、キッズボックスのシリーズ記事（農薬）を発信するとともに、関連する動画の作成と配信を進める。</p> <p>○ 提案のあった用語について、優先順位をつけて計画的に見直しを行い、ウェブサイト版を更新する。</p> <p>○ 引き続き、用語集について、意見交換会等の場で周知・提供を行う。</p>
<p>2 「食品の安全」に関する科学的な知識の普及啓発</p> <p>一般消費者の食品安全に関連する様々な意思決定が、偏った情報に左右されず、科学的根拠に基づき合理的に行われるよう支援するため、以下の取組を行う。</p>		
<p>(1) 評価書等の解説講座</p> <p>食品関係事業者、研究者や行政担当者等の専門家を対象として、食品健康影響評価やリスクプロファイルについて理解を深めるために、講座「精講：食品健康影響評価」を開催する。</p>	<p>○ 「食品健康影響評価書 アレルゲンを含む食品（卵）」について、特設のQ&Aページを開設し、SNS等で周知したほか、患者団体との情報交換を実施した。</p>	<p>○ 「精講：食品健康影響評価」のテーマを決定し開催する。</p>
<p>(2) 意見交換会、講師派遣等</p> <p>波及効果が期待できる層を対象として、地方公共団体と食品安全委員会の共催の意見交換会を開催し、食品安全に関する科学的情報を提供する。当該意見交換会では児童・生徒、保護者等への波及が期待される学校教育関係者及び食品を供給する立場にある食品関係事業者を対象とする。</p> <p>また、広く一般消費者を対象とした食品安全に関する講座として、地方公共団体、消費者団体、関係職能団体、事業者団体等が主催する意見交換会やセミナー等に講師を派遣する。</p> <p>これらの意見交換や講師派遣に当たっては、地域的な偏りの無いよう配慮する。</p> <p>食品安全委員会の国際的な認知度の向上と国際貢献の観点から、海外の行政関係者等を対象とした研修への講師派遣依頼についても、積極的に対応する。</p>	<p>○ 関係行政機関との相互の連携を強化し、適切にリスク管理措置が講じられるよう、地方公共団体の食品安全担当部局を対象とした、全国食品安全連絡会議を11月に開催すべく、YouTube動画の作成等の準備を行った。</p> <p>○ 長浜バイオ大学に講師を派遣し大学生向けの講義を行ったほか、沖縄県との共催で、高校生向けの意見交換会をオンラインで開催した。また、世田谷区の一般消費者向けの動画配信に当たり、講師を派遣した。</p> <p>○ 食品事業者を主な対象とした展示会のセミナーに講師を派遣した。</p> <p>○ 海外の行政関係者等を対象として、JICAが行う動画配信による研修にコンテンツを提供した。</p>	<p>○ 1月に京都府と共催で意見交換会をオンラインで開催予定。</p> <p>○ 講師派遣（予定）</p> <p>11月 富山県</p> <p>12月 栃木県、東海大学</p> <p>2月 川崎市</p> <p>上記以外にも講師派遣等につき地方自治体等と協議中。</p>

<p>(3) 訪問学習受入れ 食品安全を守る仕組み等に関心のある中学生、高校生、大学生等からの訪問学習の受入れについて、積極的に対応する。</p>	<p>○ 6月にオンライン会議システムを活用し、防衛医科大学学生の訪問学習の受入を行い、「食品の安全を守るしくみ-リスク評価-」の情報提供と意見交換、食品安全委員会の傍聴を行った。</p>	<p>○ オンライン会議システムを活用して、12月に新潟大学及び慶應義塾大学を予定。</p>
<p>(4) 食の安全ダイヤルの活用 食の安全ダイヤルを通じて消費者等から寄せられた情報及び食品安全モニターから寄せられた危害情報については、リスクの初期情報としてリスク管理機関と共有し、食品の安全性の確保に向けて有効活用を図る。また、食の安全ダイヤル等を通じて消費者からよく聞かれる質問等については、ホームページやFacebook等を通じて情報提供する。</p>	<p>○ 必要に応じ、隔週で開催されるリスコミ担当者会議で関係省庁（消費者庁、厚生労働省及び農林水産省）へ情報を提供した。</p> <p>○ 最新の食品健康影響評価等を踏まえ、「食の安全ダイヤルQ&A」の応答内容を大幅にリニューアルした（9月）</p>	<p>○ 引き続き、消費者等からの相談や問合せに適切に対応する。</p>
<p>3 関係機関・団体との連携体制の構築</p> <p>(1) リスク管理機関との連携 関係省庁が、食品の安全について科学的根拠に基づく共通認識を持ち、一貫性をもった情報発信をするため、原則、隔週での関係府省の担当者によるリスクコミュニケーション担当者会議を行うほか、緊密に情報交換・調整を行う。</p> <p>(2) 地方公共団体との連携 地方公共団体の食品安全担当者との間の情報連絡網を最大限活用して、学校教育関係者及び食品関係事業者に対して効果的に科学的な知識の普及啓発ができるよう、地方公共団体との連携強化を進める。（2（2）参照） さらに、リスクコミュニケーションの取組事例の情報</p>	<p>○ リスクコミュニケーション担当者連絡会議において、関係府省庁連携リスクコミュニケーションに関する協議や打合せ、各府省庁が開催しているリスクコミュニケーションに関する情報交換等を行った（14回）。</p> <p>○ 食品中の放射性物質について理解を深めるため、消費者庁等の関係省庁と連携し、親子参加型イベント及び意見交換会の開催準備を進めた。</p> <p>○ 関係省庁と連携し、SNS（Facebook、Twitter）、メルマガ等で相互の情報を拡散した。また、関係省庁とともに、報道関係者向け（9月）、事業者・一般消費者向け（10月）に農薬の再評価に関する意見交換会を実施した。</p> <p>○ 今年度のテーマを、農薬の再評価、食品安全委員会が提供した情報の活用事例、新型コロナウイルス感染症流行下で実践してきたリスクコミュニケーションの具体例とし、地方公共団体の食品安全部局を対象とした全国食品安全連絡会議を11月に開催できるよう、YouTube動画の作成等の準備を行った。</p>	<p>○ 引き続き、隔週でのリスクコミュニケーション担当者連絡会議に対応する。</p> <p>○ 11月に親子向けイベントに出展する。「食品に関するリスクコミュニケーション」については、引き続き、関係省庁と連携して、11月～3月の間に動画配信やオンライン開催を計画。</p> <p>○ 引き続き、消費者庁の総合調整の下、関係省庁と連携して、意見交換会等の取組に積極的に参加する。</p> <p>○ 引き続き、SNS等での情報拡散で連携するほか、必要に応じ、意見交換会等にも参加の協力を得る。</p> <p>○ 引き続き、地方公共団体との連携を強化するためリスクコミュニケーションに関する正しい情報や取組事例等の共有に努める。</p>

<p>共有等により、リスクコミュニケーションを効果的に実施できるよう、地方公共団体との連絡会議を開催する。</p> <p>(3) マスメディア、消費者団体、事業者団体、関係職団体等との連携（円滑に情報交換できる体制の構築） マスメディア、消費者団体、事業者団体、関係職団体等との間で、円滑に情報交換できる体制を構築するため、意見交換や情報提供を実施し、関係強化を図る。 特にマスメディアとの間では、幅広く国民に科学的知見に基づく食品の安全に関する情報が届くよう、季節性や話題性を踏まえつつテーマ設定を行い、意見交換会を実施する。また、消費者団体との間では、要望を踏まえつつ、構成員も参加する場への講師派遣等を実施する。</p> <p>(4) 学術団体との連携 食品の安全性に関する科学的な知識を普及させるためには学術団体との連携が効果的であることから、更なる連携強化を図る。具体的には、重点化する学術分野を明確にした上で、学会において、講演等とブース出展を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食品安全モニター向けのオンライン研修（6月～8月）について、本年度は地方公共団体の職員も受講可能とした。 ○ 報道関係者を対象に、新体制での委員との意見交換会（7月）及び農薬の再評価に関する意見交換会（9月）を開催した。 ○ 消費者団体、事業者団体等を対象に、農薬の再評価に関する意見交換会（10月）を開催した。 ○ 食品安全モニター向けのオンライン研修（6月～8月）について、本年度は事業者も受講可能とした。 ○ 重点的に連携を強化する学術分野の学会について、本年度の開催予定等を明確にした上で、学会への講師派遣等の働きかけを行い、第58回獣疫学会学術集会及び第14回日本カンピロバクター研究会総会に山本委員長を講師として派遣した。また、食品事業者を主対象とした展示会にブース出展を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、報道関係者、消費者団体及び事業者団体との関係強化を図る。 ○ 引き続き、開催情報を注視し、食品安全委員会を紹介できる学会に委員を派遣し、ブース出展を行う。また、要旨集への広告掲載等により学会との連携を進める。
<p>第7 緊急の事態への対処</p> <p>1 緊急事態への対処 緊急事態が発生した場合には、「食品安全委員会緊急時対応指針」（平成17年4月21日委員会決定。以下「指針」という。）等を踏まえ、関係行政機関等との密接な連携の上、危害物質の毒性等の科学的知見について関係省庁及び国民に迅速かつ的確な情報提供を行う等、適切に対応する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和3年4月以降、食品の安全性に関係する大規模な緊急事態は発生しなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、緊急事態が発生した場合には、指針に従って、迅速かつ的確に情報提供等を行う。
<p>2 緊急事態への対処体制の整備 指針等を踏まえ、平時から、緊急時に備えた情報連絡体制の整備や、科学的知見の収集・整理、緊急時対応訓練等を実施することにより、緊急事態への対処体制の強化に努めるとともに、企画等専門調査会において、実際の緊急時対応の結果及び緊急時対応訓練の結果の検証を行い、緊急時対応の問題点や改善点等について検討し、必要に応じ、指針等の見直しを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急時の情報連絡体制を強化するため、緊急電話連絡網や携帯用の電話連絡カード等について、職員の異動等に合わせて随時更新を行った。 ○ 訓練計画及び令和3年度食品安全委員会緊急時対応訓練の骨子（参考5）に基づき、緊急時対応訓練を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第35回企画等専門調査会において、緊急時対応訓練の結果等について検証し、緊急時対応の改善点の検討を行う。

<p>3 緊急時対応訓練の実施</p> <p>緊急時対応の取りまとめとなる消費者庁と密に連携し、実際の緊急時を想定した実践的な訓練を、4月～11月（着任者研修・実務研修）、12月（確認訓練）を目処にそれぞれ行い、緊急時対応体制の実効性を確認するとともに、担当者的実践的対応能力の向上等を図る。</p>	<p>○ 担当者的実践的対応能力の向上等をはかるため、実務研修を以下のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対応手順研修（6月） ・情報収集・発信研修（10月） ・緊急時対応事例講習会（11月（予定）） 	<p>○ 緊急時対応体制の実効性等を確認するため、消費者庁、厚生労働省及び農林水産省とともに確認訓練を実施する。</p>
<p>第8 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用</p> <p>国内外の食品の安全性の確保に関する科学的情報について、国際機関、海外の政府関係機関や学術誌に掲載された論文等を、毎日収集する。</p> <p>収集した情報については、国民やリスク管理機関などのニーズに対応できるような的確な整理及び分析を行い、「食品安全総合情報システム」（委員会のホームページ上の情報検索用データベースシステム）へ登録し、国民に対する情報提供、リスク管理機関等との情報共有を行う。</p> <p>加えて、食品健康影響評価や緊急時の対応等において、専門家等の専門知識の活用を図る観点から、専門情報の提供に協力いただける専門家や関係職能団体等との連絡体制を確保し、情報交換等を行う。</p>	<p>○ 食品の安全性の確保に関する最新情報を整理した上で、リスク管理機関等の関係者に毎日配付した。</p> <p>○ 収集した情報を隔週で食品安全総合情報システムに登録し、リスク管理機関等の関係者及びホームページを通じて国民に対して情報提供を行った。</p> <p>○ 国立医薬品食品衛生研究所と連携し、それぞれが収集した食品安全に関する情報を共有した。</p> <p>○ 食品の安全性の確保に関する情報の収集・分析・活用及び緊急時におけるリスク管理機関との連携を図るため、食品リスク情報関係府省担当者会議等を通じて食品安全に関連する関係府省庁の取組状況や食中毒等の発生状況等について情報交換を行った。</p> <p>○ 緊急事態に備え、任期満了に伴う各専門調査会等の専門委員選任に合わせて、専門委員の連絡先の確認を行った。</p>	<p>○ 引き続き、情報の収集、日報の取りまとめ、リスク管理機関等関係者への配布を行う。</p> <p>○ 引き続き、隔週報の作成、食品安全総合情報システムへの登録による情報提供を行う。</p> <p>○ 引き続き、リスク管理機関等と連携し、国内外の食品の安全性の確保に関する情報の有効かつ適切な活用を図る。</p>
<p>第9 国際協調の推進</p> <p>1 国際会議等への委員及び事務局職員の派遣</p> <p>以下のスケジュールで開催される国際会議等（ウェブ会議システム等を利用した会議を含む。）に委員、専門委員及び事務局職員を派遣する。</p> <p>2021年6月 第91回FAO/WHO合同食品添加物専門家会議（JECFA） （テーマ：食品添加物）</p> <p>6月 第36回OECD農業作業部会</p> <p>8月 ドイツ連邦リスク評価機関（BfR）サマーアカデミー</p> <p>9月 レギュラトリーサイエンスに関する国際会議（GSRS）2021</p> <p>11月 BfRシンポジウム（テーマ：毒性学に関する評価技術等）</p>	<p>○ 新型コロナウイルス感染症の影響により、予定していた国際会議等については、ウェブ会議システムを利用することにより開催された（一部延期）。ウェブ会議システムを利用することにより開催された以下の会議等については、委員、専門委員又は事務局職員が参加し、各国の専門家との情報・意見交換等を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5月 FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（Extra JMPR） （テーマ：農薬） WHOエキスパートとして委員1名が参加 ・6月 EFSAアレルギー性評価に関するオンラインワークショップ 意見交換及び情報収集のため専門委員1名が参加 ・6月 第8回コーデックス薬剤耐性に関する特別部会TFAMRワーキンググループ 政府代表団として事務局職員1名が参加 ・6月 第52回コーデックス食品添加物部会CCFAワーキンググループ 政府代表団として事務局職員1名が参加 	<p>○ 引き続き、開催されることとなった国際会合等に委員等を派遣する。</p>

<p>2022年3月 米国毒性学会（SOT）</p> <p>また、必要に応じ、このスケジュールのほかに開催されることとなった国際会合等に委員等を派遣する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6月 EFSA科学委員会総会 意見交換及び情報収集のため事務局職員1名が参加 ・ 7月 第36回経済開発協力機構（OECD）農薬作業部会 意見交換及び情報収集のため事務局職員1名が参加 ・ 7月 第25回コーデックス食品残留動物用医薬品部会CCRVDF 政府代表団として事務局職員1名が参加 ・ 7月 2021食品安全に関する国際食品保全学会 意見交換及び情報収集のため委員1名が参加 ・ 8月 ドイツ連邦リスク評価機関（BfR）サマーアカデミー 研修のため事務局職員5名が参加 ・ 8月 第11回生命科学における動物実験代替法に関する国際会議 意見交換及び情報収集のため委員1名が参加 ・ 9月 第52回コーデックス食品添加物部会CCFA 政府代表団として事務局職員2名が参加 ・ 9月 第46回コーデックス食品表示部会CCFL 政府代表団として事務局職員2名が参加 ・ 10月 レギュラトリーサイエンスに関する国際会議（GSRS）2021 情報収集のため委員1名及び事務局職員1名が参加 ・ 10月 第8回コーデックス薬剤耐性に関する特別部会TFAMR 政府代表団として事務局職員1名が参加 ・ 10月 EFSA複合ばく露のリスク評価に関するオンライン国際ワークショップ 情報収集のため事務局職員2名が参加 	
<p>2 海外の研究者等の招へい</p> <p>新型コロナウイルス感染症の状況を注視し、これに伴う海外からの入国制限が十分緩和されたと判断できる場合、海外の食品安全に係る研究者及び専門家を招へいし、食品の安全性の確保に関する施策の策定に必要な科学的知見の充実を図る。なお、海外から専門家を招へいできない状況が続く場合は、ウェブ会議システム等を利用して情報交換等を実施する。</p>	<p>○ 新型コロナウイルス感染症の影響により、海外から研究者や専門家を招へいしイベントを開催することが困難な状況にあるが、ウェブ会議システムの利用を含めて開催の可能性を検討した。</p>	<p>○ 引き続き、開催の可能性を検討する。</p>
<p>3 海外の食品安全機関等との連携強化</p> <p>海外の食品安全機関等との連携強化を図るため、ウェブ会議システムやメール等を利用し、食品健康影響評価に関する情報交換等を実施する。また、必要に応じ、委員会と既に協力文書を締結している欧州食品安全機関（EFSA）、豪州・ニュージーランド食品基準機関（FSANZ）、ポルトガル経済食品安全庁（ASAE）、フランス食品環境労働衛生安全庁（ANSES）、ドイツ連邦リスク評価研究所（BfR）及びデンマーク工科大学（DTU）と</p>	<p>○ 外国政府機関との情報交換のために、食品中の化学物質のリスク評価に関するリエゾングループ（ILMERAC）、リスクコミュニケーションに関するリエゾングループ（IRCLG）及び食品中の化学物質の安全性に関するリエゾングループ（IFCSLG）に参加し、適宜情報交換を行った。</p> <p>○ 6月、フランス食品環境労働衛生安全庁（ANSES）と鉛の評価に関する意見交換を行った。</p>	<p>○ 引き続き、左記リエゾングループを通じ情報交換を行う。</p> <p>○ 引き続き、メール等で適宜連絡を取りながら、国際共同評価に関し、情報収集</p>

<p>連携強化のための会合（ウェブ会議システム等を利用した会議を含む。）を開催するとともに、米国食品医薬品庁（FDA）、アジア諸国の食品安全機関等の他の外国政府機関との情報交換、連携の構築を行う。</p>		<p>及び関係各国との調整等を行う。</p>
<p>4 海外への情報発信</p> <p>食品健康影響評価の概要、食品安全確保総合調査及び食品健康影響評価技術研究の成果等の英訳を行い、順次英語版ホームページに掲載する。</p> <p>食品安全に関する論文及び食品健康影響評価書の概要等の英訳を掲載する英文ジャーナル「Food Safety-The Official Journal of Food Safety Commission of Japan」を年4回発行するとともに、バックナンバーも含めた本ジャーナルのPubMed Central（PMC）への掲載を通じて、国内外に広く情報発信していく。</p>	<p>○ 評価が終了した食品添加物、農薬、動物用医薬品等の食品安全健康影響評価の概要や評価指針等の英訳を行い、ホームページに掲載した。</p> <p>○ 英文ジャーナルについて、6月にvol. 9 No. 2、9月にvol. 9 No. 3を科学技術情報発信・流通総合システム J-STAGE に掲載し、食品のリスク評価に携わる専門家による論文、委員会による評価書の内容等の海外への情報発信を行った。また、これらはNational Center for Biotechnology Information, U.S. 内のNational Library of Medicine が運営する生物医学・生命科学に関連するオンライン論文アーカイブ（PubMed Central;PMC）に掲載された。</p>	<p>○ 引き続き、食品健康影響評価の概要や評価指針、食品健康影響評価技術研究の成果等について、順次英語版ホームページに掲載する。</p> <p>○ 12月下旬に「Food Safety vol. 9 No. 4」を科学技術情報発信・流通総合システムJ-STAG上に掲載し、PubMedへの掲載を進める。</p> <p>○ 引き続き、PubMedへのバックナンバーも含めた掲載を進める。</p>

注：月、月日の表記において年を付していない場合は、令和3年の月、日。